

○金融庁告示第四十四号

フエデラル・インシュアランス・カンパニーが  
保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたこと  
に伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二  
百十条第二項及び第二百七十三条第一項第一号の  
規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免  
許がその効力を失ったので、同法第二百七十四條  
第四号の規定に基づき、告示する。

平成二十八年十月三日

金融庁長官 森 信親